

燃やせるごみの有料化がスタートしました

令和2年4月1日から、家庭から出る燃やせるごみの有料化が始まりました。市民の皆様からいただいた主な問い合わせの内容と市の回答をまとめましたので、紹介いたします。

(有料化関係)

問い合わせ内容	市の回答
新しい黄色い指定袋は、これまでの白い袋と比べて破れやすい。	原材料を従来の伸びやすい低密度ポリエチレンから、強度のある高密度ポリエチレンに変更しています。変更理由は、取っ手の部分を持って排出できるように一定程度の強度をもたせたこと、また視覚障害のある方でも手触りの違いから、従来の指定袋と間違わず排出できることなどからです。 ただし強度のある反面、裂けやすい特性がありますので、裂けた場合などはテープなどで補修して出してください。
新しい黄色い指定袋は、取っ手がついているため、これまでの白い袋と比べて容量が少ないのでは。	多くの方から取っ手付きごみ袋の要望が多かったため、取っ手付きにしています。 ごみ袋の容量は、取っ手を除いた部分の容量でサイズを表示してあります。取っ手のない従来の指定袋は折り返しの部分がないことや、上部は結ぶことを想定しているため、新ごみ袋と比較すると大きくなっています。
10ℓの指定袋を作るのは、税金の無駄使いではないか。	多くの方から少容量のごみ袋がほしいとの要望を受け、製造しました。市では特に単身世帯の需要があると見込んでいます。
新しいサービスはいつから受けることができるのか。	4月から順次受付し、開始していくこととしています。
黄色いボランティア袋は使えるのか。	家庭から出る燃やせるごみには使えません。地域清掃などで引き続き使用できますが、在庫がなくなり次第、ピンクのボランティア袋に移行していきます。ただし、廿日市地域の6月の一斉清掃では使わないようしてください。
ごみ置き場のネットの助成金はどのように支給されるのか。	ごみ置き場を管理している町内会などの単位ごとに、その場所につき1回の補助を行うこととしています。

<p>燃やせるごみの日に白い袋で出している人がいて、業者が置いていったが、どうすればよいか。</p>	<p>市がすぐに回収すると、排出した人が間違いに気づかず、次回以降も繰り返されることが考えられます。そのため、まずは警告シールを貼って、次回の収集日まで原則残し、排出した人に出し直してもらうこととしています。</p> <p>しかし、その後も残っている場合や、周辺的生活環境に影響を与える状況である場合には、市が回収しますのでご連絡ください。</p>
<p>有料化をしていない市もあるのに、なぜ有料化したのか。</p>	<p>本市では、第6次廿日市市総合計画の重点施策「豊かな自然を次世代につなぐ」ため、市民の皆様にごみ減量の意識や必要性などを理解していただくよう、出前講座や広報、イベントでの啓発など、様々な機会を捉えて、意識啓発や情報提供に努めてまいりました。</p> <p>市民の皆様一人ひとりにごみ問題を意識していただき、ごみを出さない取り組みをしていただくためには、ごみの排出量に応じてごみ処理費用の一部を負担していただく有料化は、必要な施策と考えています。</p>
<p>有料化の料金設定はどういうものか。</p>	<p>有料化の金額設定は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①他市町を参考に40円以上で減量化が期待できること ②市民アンケートで月300円程度の負担であれば許容範囲内とする <p>という結果から、1ℓ＝1円の料金設定としました。</p>
<p>有料化による収入の使い道はどうなるのか。</p>	<p>有料化による収入は約1億7千万を見込んでおり、約8千万円をごみ袋の製造・流通・販売などの費用とし、約3600万円を維持管理費に、約5400万円を各種サービスの財源にあてます。</p>
<p>市認定のレジ袋はどのごみで使えるのか。</p>	<p>資源ごみ、埋立ごみ、小型及び複雑ごみ、有害ごみで使うことができます。</p>
<p>ごみを詰めすぎてごみ袋が破れた場合は、もう使えないのか。</p>	<p>裂けた部分をテープなどで補修して使うことができます。</p>
<p>事業ごみも燃やせるごみは黄色の指定袋に変更になったのか。</p>	<p>事業ごみは変更ありませんので、燃やせるごみは白い指定袋をそのままお使いいただけます。</p>

(その他)

<p>油の入ったドレッシングの容器は資源ごみか。</p>	<p>容器をすすいで油や匂いが取れるようなら資源ごみととして出すことができます。</p>
<p>缶切りで開ける缶の蓋が外れる可能性が低い場合、ついた状態で資源ごみで出しているのか。</p>	<p>蓋が外れる可能性が低い場合は資源ごみととして出すことができます。ただし、外れた蓋は小型及び複雑ごみで出してください。</p>

<p>剪定枝はどのように出すのか。</p>	<p>枝葉を落とした太さ10cm未満の剪定枝を長さ1m程度に切り、少量であればそのまま、大量の場合はひもで束ねて奇数月の埋立ごみの日に出してください。</p>
<p>定点回収は行われますか。</p>	<p>佐伯・吉和地域の直接搬入の利便性を確保するため、5月以降佐伯クリーンセンター跡地で、月1回毎月第2土曜日に拠点回収を行う予定です。</p>
<p>袋に入らない蛍光灯は複数本を束ねて縛って出すとあるが、数本出す場合はどのようにすればよいか。</p>	<p>購入時の紙箱がある場合は紙箱に入れて出してください。紙箱がない場合は、袋には入れずそのまま出してください。割れた場合は白い指定袋、外装袋又は市認定のレジ袋に入れ、危険と書いて出してください。</p>
<p>スーパーなどで惣菜を購入する際に入れる透明のパックは資源ごみか。</p>	<p>容器を洗い、油や汚れが取れるようであれば資源ごみとして出すことが可能です。</p>
<p>たけのこの皮は白い指定袋に入れてもいいのか。</p>	<p>たけのこの皮は調理くずに該当しますので、黄色の指定袋で出してください。</p>